

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年3月6日

大阪税関長 清水雄策

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
アサヒコーポレーション株式会社 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番1号 OR C 200 オフィスター16階	アサヒコーポレーション株式会社 北港第1号倉庫 大阪府大阪市此花区梅町2丁目8番9号	許可期間 満了	—	令和7年 2月28日